報 道 発 表

令和 5 年 11 月 8 日 財 務 省

令和4事務年度の関税等脱税事件に係る犯則調査の結果

財務省は、令和4事務年度(令和4年7月から令和5年6月までの1年間)に、全国の税関が行った輸入品に対する関税及び内国消費税(注1)(以下「関税等」という。)に係る犯則事件の調査(犯則調査)(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

- 1. 関税等の脱税事件に対して全国の税関が行った犯則調査の結果、令和4事務年度に 処分(検察官への告発^(注3)又は税関長による通告処分^(注4))した件数は169件(前事務年 度比約4.3倍)、脱税額は、総額で約2億1千万円(同約2.7倍)となりました。
- 2. 処分した事件のうち、金地金^(注5)の密輸事件が 125 件 (同約 9.6 倍) と約7割を占め、その脱税額は総額で約1億7千万円 (同約 8.2 倍) となりました。
- 3. 金地金の密輸事件の主な処分事例として、航空機旅客による金地金約 3.8kg の消費 税等脱税事件がありました。(脱税額約 316 万円)
- 4. 金地金の密輸事件以外の主な処分事例として、中古自動二輪車等の消費税等脱税事件がありました。(脱税額合計約1,166万円)
 - (注1)内国消費税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。
 - (注2)犯 則 調 査:犯則事件について、証拠を発見・収集し、犯則事実の有無及び犯則者を確定させるための手続きであり、告発又は通告処分を終局の目標として行う調査です。
 - (注3)告発: 犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するとき、又は以下に示す通告処分を履行する資力がないとき等に、検察官に告発し、刑事手続に移行するものです。
 - (注4)通 告 処 分:犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分です。なお、犯則者がこれに応じないときは検察官に告発することになります。
 - (注5)金 地 金:金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含みます。
- 【別添1】関税等脱税事件に係る犯則調査の状況
- 【別添2】令和4事務年度における告発事例

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111 (内線) 5389

関税等脱税事件に係る犯則調査の状況

		平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	令和3 事務年度	令和 4 事務年度	前事務 年度比	
	処分件数	536 (404)	271 (199)	36 (20)	39 (13)	169 (125)	433% (962%)	
	告発件数	12 (10)	9 (7)	4 (2)	2 (2)	3 (2)	150% (100%)	
	通告件数	524 (394)	262 (192)	32 (18)	37 (11)	166 (123)	449% (11.2倍)	

(注) 処分件数は事件単位の件数 (括弧内の数値は金地金の件数を示す。) となります。

(万円)

				平成 30 事務年度	令和元 事務年度	令和 2 事務年度	令和3 事務年度	令和 4 事務年度	前事務年度比
	告発分	関	税		2, 580	14, 798	1		_
		内国消費税		40, 147	7, 870	25, 980	1, 117	1, 650	148%
脱		合	計	40, 147	10, 450	40, 777	1, 117	1, 650	148%
税	通告分	関	税	984	955	351	1, 695	747	44%
額		内国》	肖費税	64, 692	33, 774	3, 705	5, 184	18, 882	364%
		合	計	65, 676	34, 730	4, 056	6, 879	19, 629	285%
	総額	関	税	984	3, 536	15, 149	1, 695	747	44%
		内国》	肖費税	104, 840	41, 644	29, 685	6, 301	20, 532	326%
		合	計	105, 823	45, 180	44, 833	7, 996	21, 279	266%

(注) 各税目の1万円未満は四捨五入していることから、各税目を合算しても、合計の数値と一致しない場合があります。

品目別処分実績

(万円)

品目	平成 30 事務年度		令和元 事務年度		令和2 事務年度		令和3 事務年度		令和4 事務年度	
## [件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額	件数	脱税額
金地金	404	96,004	199	36,071	20	8,913	13	2,048	125	16,714
たばこ	89	949	33	344	5	418	3	122	14	877
腕時計	19	1,547	24	1,996	4	294	11	2,147	15	1,214
バッグ類	11	671	8	150	7	2,499	14	3,219	11	947
アクセサリー類	4	97	8	316	3	14	5	233	4	129
衣類	2	17	4	4,780	3	40	_	_	4	189
化粧品	1	1	_	_	2	0	3	1	_	1
食品·酒	2	0	1	0	_	_	1	0	1	6
その他	13	6,537	11	1,522	5	32,653	4	226	6	1,202
合計	545	105,823	288	45,179	49	44,831	54	7,996	180	21,279

⁽注1) 本表は品目ごとに集計し直したものであり、一事件で複数の品目にわたる場合もあることから、各事務年度の処分件数及び脱税額とは一致しない場合があります。

⁽注2) 脱税額の表記について、「0」とは5,000円未満の場合を示し、「一」とは全く無い場合を示します。

令和4事務年度における告発事例

金地金脱税事件の告発事例

【事例1】

犯則者Aらがベトナムから入国する際に、金地金約 3.8 kgを携帯品(変圧器)に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約 316 万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年4月・門司税関】







【事例2】

犯則者Bが韓国から入国する際に、金地金約2kgを身辺に隠匿し、税関長の許可を受けることなく輸入しようとし、消費税等約169万円を不正に免れようとした事案を告発しました。【令和5年4月・門司税関】







その他脱税事件の告発事例

【事例3】

犯則者Cらが、アメリカから中古自動二輪車等を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、消費税等合計約 1,166 万円を不正に免れていた事案を告発しました。【令和5年3月・神戸税関】